

【論 説】

企業整備における国民更生金庫の役割 —戦時期名古屋の機械工業を中心に—¹⁾

池 元 有 一

目 次

はじめに

I 国民更生金庫の役割

II 「甘い資産評価」の検討

1. 更生金庫の資産引受業務の手順
2. 委託された営業用資産の評価
3. 廃業者への融資と資産の処分

おわりに

はじめに

課題は総動員体制下での企業整備の一端を担った国民更生金庫（以下、更生金庫、または、金庫と略する場合がある）の役割・性格の段階的変化を解明する作業の一環として、機械業者に関して更生金庫による資産の評価・管理・処分並びに貸付にわたる処理手順を明らかにすることである。そのなかでも、今回、本稿で注目するのは、廃業者に対する更生金庫の中小企業救済的な側面＝「甘い資産評価」の実態である。

国民更生金庫は、改訂物資動員計画（1938年6月）を初めとする大規模な物資統制により転廃業を余儀なくされた中小商工業者の財産処分および負債整理等の金融面に対し便宜を与え転廃業を容易ならしめる目的で1941年7月22日に設立された。その機能は転廃業者の営業用資産を業者に代わって売却処分（換金）することが1つであるが、その換金するまでの期間、予想される売却処分価格を限度として業者に転廃業資金を融資することであ

企業整備における国民更生金庫の役割一戦時期名古屋の機械工業を中心に一（池元）
 る。従って、資産の処分価格と転廃業者への融資額は等しくなることが原則
 であるが、多くの場合、処分代金が融資額を下回り、その差額（金庫の損失）
 は国庫が負担し業者に転嫁されることはなかった。更生金庫による転廃業者
 への融資業務は、営業用資産の売却前に行われるため、金庫は前もって営業
 用資産を評価し売却代金を予想して、業者に融資限度額を伝える必要がある。
 金庫はこの営業用資産の評価を業者に有利なもの、つまり「甘い資産評価」
 を行っていた。問題はこの金庫の「甘い評価」をどう位置づけるかであり、
 本稿では機械業者の事例からこの甘い評価の実態を明らかにする。

本稿では、中小機械業者の企業整備を明らかにするために、近年利用可能
 になった「閉鎖機関清算関係資料」（国立公文書館つくば分館所蔵）に含ま
 れる国民更生金庫関係資料を利用した²⁾。

表0-1 国民更生金庫引受資産・貸付金累計（機械・全体）（単位：件、千円）

	機械工業		全体	
	引受件数	引受金額	引受件数	引受金額
1941年12月	7	127	2,917	9,457
1942年3月	18	233	9,136	21,504
6月	43	683	23,153	53,632
9月	51	840	31,491	73,106
12月	54	873	49,730	128,573
1943年3月	54	873	63,207	169,970
6月	48	1,002	82,164	215,106
9月	178	1,970	123,694	297,733
12月	253	2,517	235,359	479,876
1944年3月	254	2,606	316,887	678,587
6月	294	4,177	413,825	944,568
12月	351	4,338	652,003	1,763,808
1945年度		4,659		2,438,509

資料：「国民更生金庫業務概況」各月版、1945年度は「第七回国民更生金庫評議員会
 議案」の参考資料（国民更生金庫『事業年度業務報告書』大阪20）。

（注1）1943年7月より集計方法が大きく変更されており、ここでは、9月から機械
 工業を「電動機類製造業」、「電池製造業」、「紡績機械器具製造業」、「工作機械器具
 製造業」、「照明用機械器具製造業」、「其他機械器具製造業」、「製造加工用機械器具製
 造業」の合計とした。

（注2）1945年度は「機械器具工業」。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

本稿での対象は、1942年前後、転廃業のため更生金庫に資産を委託した名古屋地区の機械業者である³⁾。対象として、企業整備に更生金庫が関わった機械業者数のごく僅かであり、1943年以降の資料が少ないことが難点と考えられる⁴⁾。機械工業の金庫引受件数・金額を表0-1で確認すると、1944年12月までに、件数で351件（全体は65万件）、金額で434万円（全体は17億6,380万円）と全体と比較すると僅かであった。機械業者の金庫利用が少ない理由は、他の中小工業の企業整備と異なり、中小機械業者の場合は、その組織化が政策課題であったからと考えられる。また、表0-2に示すよ

表0-2 国民更生金庫の引受資産・貸付金累計（機械工業）（単位：件、円）

	名古屋 (a)		名古屋以外 (b)		合計 (a + b)	
	引受件数	引受金額	引受件数	引受金額	引受件数	引受金額
1945年12月	7	127,175	0	0	7	127,175
1942年1月	18	232,762	0	0	18	232,762
2月	18	232,762	0	0	18	232,762
3月	18	232,762	0	0	18	232,762
4月	18	232,762	0	0	18	232,762
5月	18	232,762	0	0	18	232,762
6月	41	478,761	2	203,882	43	682,643
7月	47	633,068	2	203,882	49	836,950
8月	47	614,841	3	206,318	50	821,159
9月	47	605,193	4	235,039	51	840,232
10月	47	603,739	4	235,039	51	838,778
11月	46	602,642	4	235,039	50	837,681
12月	46	602,642	4	235,039	50	837,681
1943年1月	46	602,642	4	235,039	50	837,681
2月	46	602,642	4	235,039	50	837,681
3月	46	602,642	4	235,039	50	837,681
4月	42	558,533	5	240,570	47	799,103
5月	44	578,579	3	233,391	47	811,970

資料：「国民更生金庫業務概況」各月版。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

表 0-3 名古屋における機械業者の整備

年 月	機械業者整備過程
1941 年	「愛知県機械業者整備計画書」作成
1941 年 11 月 19 日	愛知県転廃業者資産評価委員会開催
1941 年 12 月 8 日(前後)	第 1 次整備 (7 件)・・・本所で決裁
1941 年 12 月 27 日	第 2 回 (?) 愛知県転廃業者資産評価機械専門委員会開催
1942 年 1 月 28 日	第 2 次整備 (11 件)・・・本所で決裁
1942 年 3 月 13 日	第 3 回愛知県転廃業者資産評価機械専門委員会開催
1942 年 5 月 13 日	第 4 回愛知県転廃業者資産評価機械専門委員会開催
1942 年 5 月 14 日	第 3 次整備 (16 件)・・・本所で決裁
1942 年 6 月 8 日	第 5 回愛知県転廃業者資産評価機械専門委員会開催
1942 年 6 月 10 日	第 4 次 (?) 整備 (7 件)・・・本所で決裁
1942 年 7 月 21 日	第 5 次 (?) 整備 (5 件)・・・本所で決裁
1943 年 3 月 13 日	第 6 回 (?) 愛知県転廃業者資産評価機械専門委員会開催(9 件)
1943 年 4 月 12 日	第 6 次整備 (9 件)・・・本所で決裁
	以下不明

資料：国民更生金庫『起案決裁綴（鉄工）』名古屋 20，国民更生金庫『資産引受及び処分関係書綴（鉄工）』名古屋 155，同 156。

(注 1) (?) は資料上回数の記事がないが前後の関係から予想されるもの。

うに名古屋が機械業者の整備の大部分を占める。そこで本稿では名古屋地区を中心とし、対象時期を資料の関係上 1942 年前後に設定する。名古屋における機械業者の整備は、表 0-3 に示すように、43 年 4 月までに計 6 回行われた。

機械業者の資産委託の背景に関して転廃業の理由、金庫からの借入金の用途について簡単に述べる⁵⁾。まず、表 0-4 で示すように転廃業の理由は人手不足と原材料不足である。特に人手不足については、過去 3 年分の従業員数が判明しかつ人手不足を転廃業の理由としてあげている 9 件の例では、従業員数は半減 (52% 減少) している。次に表 0-5 に示すように借入金の用途は初回に限って見れば、主に「負債の返還」で 5 割を占める。

本稿の構成は以下の通りである。まず、更生金庫の機能について簡単に触

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）
 れ（第1節）、第2節で更生金庫の業務手順を追いながら、営業用資産の評価額が当時の相場よりも高額であること（甘い評価）を明らかにし、そして、最後になぜ、業者に対する更生金庫の資産評価が「甘く」なったのか若干考

表0-4 転廃業の理由と従業員数の推移（単位：人）

引受番号	整備回数	委託者	申込みの事情	従業員数（人）		
				最近第3年次	最近第2年次	最近第1年次または申請時
機械1	第1次	西村清次	その他	6	5	3
機械2	第1次	山根留吉	<u>人手不足</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>3</u>
機械3	第1次	杉浦金二	<u>人手不足</u> ・原材料不足	<u>14</u>	<u>9</u>	<u>4</u>
機械4	第1次	櫻井國廣	その他	2	2	2
機械5	第1次	寺西邦清	原材料不足	5	5	4
機械6	第1次	古橋登久	その他	6	4	3
機械7	第2次	片岡徳一	<u>人手不足</u>			4
機械8	第2次	山田春雄	<u>人手不足</u>			3
機械9	第2次	松本清春	<u>人手不足</u>	4	4	2
機械10	第2次	牧原弘	その他	4	4	3
機械11	第2次	横山豊次郎	<u>人手不足</u>	3	2	2
機械12	第2次	石田傳四郎	<u>人手不足</u>	<u>18</u>	<u>15</u>	<u>9</u>
機械13	第2次	杉本〇三	<u>人手不足</u> ・原材料不足	<u>18</u>	10	<u>6</u>
機械14	第2次	杉本二郎	原材料不足			6
機械15	第2次	木村松雄	<u>人手不足</u>	7	<u>4</u>	<u>3</u>
機械16	第2次	林真一	原材料不足	10	8	6
機械17	第3次	深民七郎	原材料不足			4
機械18	第3次	佐藤芳松	<u>人手不足</u> ・原材料不足	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>6</u>
機械19	第3次	三浦末松	<u>人手不足</u>			7
機械20	第3次	渡部権一	<u>人手不足</u> ・原材料不足			4
機械21	第3次	富田豊吉	<u>人手不足</u>			
機械22	第3次	秋田秀次	その他			3
機械23	第3次	山内誠一	その他			12
機械24	第3次	小島徳次郎	原材料不足			2
機械25	第3次	酒井義高	<u>人手不足</u> ・原材料不足	<u>8</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
人手不足を理由とする事例（下線）の合計				90(a)	69	43(b) (b/a=47.8%)

資料：前掲『資産引受及び処分関係係（鉄工）（名古屋）』名古屋155、同156。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

表0-5 委託者による初回借入金の用途（実績）（単位：円）

引受番号	整備回数	名前	初回借入金の用途						合計
			負債の返還	退職手当	税金	転職資金	工場・家屋改造	その他	
機械1	第1次	西村清次	初回借入金の用途は不明						1,000
機械2	第1次	山根留吉				500	1,000		1,500
機械3	第1次	杉浦金二	1,400	600	362	1,386	352		4,100
機械4	第1次	櫻井國廣				556			556
機械5	第1次	寺西邦清		1,000			1,000		2,000
機械6	第1次	古橋登久		1,000			1,000		2,000
機械7	第2次	片岡徳一						1,000	1,000
機械8	第2次	山田春雄						2,119	2,119
機械9	第2次	松本清春	2,127						2,127
機械10	第2次	牧原弘	6,000						6,000
機械11	第2次	横山豊次郎					200	800	1,000
機械12	第2次	石田傳四郎		1,000		1,000		2,000	4,000
機械13	第2次	杉本〇三		1,500		1,500			3,000
機械14	第2次	杉本二郎		300		500	500		1,300
機械15	第2次	木村松雄	5,000	500			500		6,000
機械16	第2次	林眞一							(注2)5,000
機械17	第3次	深民七郎				1,000			1,000
機械18	第3次	佐藤芳松		300			800	900	2,000
機械19	第3次	三浦末松	4,500						4,500
機械20	第3次	渡部権一	2,000			2,000		2,500	6,500
機械21	第3次	富田豊吉	8,800	500					9,300
機械22	第3次	秋田秀次	2,900					100	3,000
機械23	第3次	山内誠一	借入希望額なし						0
機械24	第3次	小島徳次郎	借入希望額なし（注1）						0
機械25	第3次	酒井義高	1,000	500	0	500	1,000	3,000	6,000
合計（西村、林を除く）			33,727 48.9%	7,200 10.4%	362 0.5%	8,942 13.0%	6,352 9.2%	12,419 18.0%	69,002

資料：「営業調査並総合評価報告」，「申込書」，「調査報告書」，「一般貸付伺」（前掲『資産引受及び処分関係書綴（鉄工）』名古屋155，同156）。

（注1）その後「家屋修繕費並二生活費」8,000円とある。

（注2）林眞一氏は借入金の用途を当初は退職手当5,000円，転職資金2,000円，工場・家屋改造5,000円で合計12,000円であったが，後に5,000円（用途の内訳は不明）に変更した。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）
察する。

I 国民更生金庫の役割

国民更生金庫は、企業整備にともなう転廃業を促すために、中小商工業者に対して営業用資産の引受・処分および融資などを業務とした⁶⁾。金庫の設立は、1940年10月の「中小商工業者ニ対スル対策」⁷⁾を契機として、まず40年12月に暫定的に財団法人として発足し（基金200万円⁸⁾）、国民更生金庫法の発布により翌41年7月に特殊法人国民更生金庫に改組された（資本金2000万円、うち、1900万円を政府出資）。その後、資本金は1億円まで増資された。事務所は本所を東京、支所を仙台・横浜・富山・名古屋・京都・大阪・神戸・岡山・福岡、出張所を県庁所在地に置いた。

金庫の目的は、「時局ノ要請ニ応ジ転業又ハ廃業ヲ為ス商工業者ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ図ルコト」（国民更生金庫法第1条）であり、その為に業務として、転廃業者に対して（1）「資産ノ管理又ハ処分」、（2）「資金ノ融通」、（3）「債務ノ引受又ハ保証」、（4）それらの業務に付随する業務（同17条）を行った。

実質的な更生金庫の業務は、転廃業する業者に対して、不要となる営業用資産（工場・機械・商品など）を担保に、その必要資金を融資することである。ただし、この担保である営業資産は、金庫により引取・保管・売却処分されることが前提であり、金庫による処分終了後に、その処分代金と業者への貸付金は相殺される。そのため、金庫は処分価格を想定して営業用資産を評価し、その評価額を貸付限度額として業者に通知しなければいけない。金庫が資産を売却処分する際、営業用評価額（＝業者への貸付金額）と金庫による処分価格と同額であれば問題はないが、処分価格が評価額より少ない場合は、金庫に損失が生じる。この損失は国庫により負担され、転廃業者に転嫁されることはなかった（実質的な補助金）。また、処分価格が引取評価額を超過した場合は転廃業者に還元された。その他、金庫の業務は、共助金の

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

表 1-1 事業年度別引受資産・貸出・資産処分状況（単位：件，100万円）

	第1期 41.7～42.3		第2期 42.4～43.3		第3期 43.4～44.3		第4期 44.4～45.3	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
引受資産	10,120	23.0	46,012	130.8	264,694	524.7	415,129	1,275.5
引受限度貸付金	9,763	19.6	35,569	116.3	66,795	231.9	3,620	46.1
共助金貸付	3	0.6	155	113.4	707	238.3	1,043	313.8
繋ぎ貸付	0	0	149	5.6	50	6.5	2	0.3
交付金		0.1		12.9		296.5		1,229.7
処分物件引受額		5,108		63,946		329.6		539.9
処分価格		1,294		14,424		100.3		122.0
差損額		3,814		49,522		229.3		417.9
損失発生率(%)		74.7%		77.4%		69.6%		77.4%

	第5期 45.4～45.8		第6期 45.8～46.3		第7期 46.4～47.3		累計 41.7～47.3	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
引受資産	257,736	484.5	118,774	154.8	6	0.1	1,112,471	2,593.6
引受限度貸付金	0	0.1	0	0	0	0	115,748	413.9
共助金貸付	227	83.3	8	2.3	0	0	2,143	749.8
繋ぎ貸付	0	0	0	0	0	0	201	1.2
交付金		468.9		158.9		46.6		2,167.0
処分物件引受額		1,188.0		304.3		137.1		2,568.0
処分価格		160.7		27.6		23.5		449.9
差損額		1,027.3		276.7		113.5		2,118.1
損失発生率(%)		86.5%		90.9%		82.8%		82.5%

資料：山崎志郎「戦時中小商工業整備の展開と国民更生金庫」『戦時中小企業整備資料』現代資料出版，2004年，p.29。原資料は国民更生金庫『事業年度業務報告書』第1期～7期。

貸付，繋ぎ資金の貸付，業者の債務の引受補償であった。

最終的には，更生金庫によって，1941年7月～47年3月までの累計で，26億円の資産が引き受けられた（表1-1）⁹⁾。

Ⅱ 「甘い資産評価」の検討

1. 更生金庫の資産引受業務の手順

更生金庫による転廃業者からの資産引受業務は、資産の評価作業とそれを担保とした融資作業とその資産の処分に分かれるが、具体的には、次の手順が取られた。まず、業者から更生金庫に対して資産を委託する申込があり¹⁰⁾、金庫はその営業資産の評価¹¹⁾、資産の引受と保管¹²⁾、資産の売却処分を行う。

2. 委託された営業用資産の評価

機械業者の資産評価は、土地建物、機械設備工具類、営業権について行われる¹³⁾。本稿の課題である更生金庫の転廃業者に対する「甘い」評価の実態について検証するためには資産評価方法の検討が必要であり、直接的には評価額が当時の相場とどのような関係にあるかが問題となる。すなわち、「更生金庫の営業用資産評価額」 > 「当時の一般的な価格」、であれば、更生金庫は、廃業者にとって有利な（甘い）評価をしたことになる。以下、土地・建物、営業権、機械・設備類の評価方法について簡単に触れ、機械設備類を対象に更生金庫の資産評価の実態を検討する。

(1) 土地・建物の評価方法¹⁴⁾

土地・建物の評価額は時価を基準として決定される。計算式は、土地・建物の評価額 = 時価（+ 立地など営業上有利な条件 + 工作費等）、で表される。まず、土地の時価は地租法に基づく賃貸価格を年4分2厘の利率で還元する（賃貸価格 ÷ 0.042）。次に建物の時価は家屋税法の基づく賃貸価格（または、現行賃貸価格）を規定の利率で還元する（木造の場合：賃貸価格 ÷ 0.1368）。また、土地や建物に関する営業上有利な条件（例えば学校の近くに立地する文房具屋など）や土地・建物に加えられた加工費は考慮される。借地・借家の場合は工作費等を単独で評価する。

企業整備における国民更生金庫の役割一戦時期名古屋の機械工業を中心に一（池元）

(2) 営業権の評価

営業権の評価額は年平均純益額を年1割の利率で還元した額から営業用資産評価総額を減じた価格である¹⁵⁾。

(3) 機械・設備類の評価¹⁶⁾

機械・設備等の評価額は「基本価格」から減価償却費を減じた価格を基準として決定される。すなわち、機械・設備等の評価額 = 基本価格 - 原価償却額、で計算される。まず、「基本価格」は公定価格か協定価格または、「機械業者ノ資産評価基準」で定める価格に運搬・据付等に要した費用を加えた価格である。ただし、算出金額が著しく不適切な場合は、機械の再取得価額又は再製作価額を斟酌して基本価格とする。次に「原価償却額」は（基本価額 - 残存価額）×（経過命数 ÷ 一般耐用命数）で算出される（例えば旋盤の場合は、一般耐用命数は30年）。また、経過命数と残存価格は、経過命数 = 一般耐用命数 - 今後耐用見込命数、残存価額 = 基本価額 × 残存価額算出比率（例えば旋盤の残存価額算出比率は15%¹⁷⁾）で算出される¹⁸⁾。

(4) 機械・設備類での廃業者への有利な評価

以上、更生金庫による機械業者に対する営業用資産（土地・建物、営業権、機械・設備類）の評価額算出方法を述べてきた。資産の評価額が当時の一般的な市場価格より高額なことを明らかにできれば、更生金庫が資産を評価する過程で転廃業者にとって救済的な面があったことが証明できる。そこで、ここでは、機械・設備類について、まず、第1に公定価格を当時の相場に近いものと考えて公定価格と評価額を比較する。第2に委託者の購入価格を相場と考えて購入価格と評価額を比較する。第3に金庫による売却処分価格を相場と考えて処分価格と評価額を比較する。

(a) 評価額と公定価格（表2-1）

上述の（3）機械・設備類の評価額算出方法から、更生金庫による資産の

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

表 2-1 公定価格と評価額の割合（旋盤, フライス盤）

旋盤		フライス盤	
機械の経過年	公定価格との割合	機械の経過年	公定価格との割合
1年	公定価格の 97.2%	1年	公定価格の 97.0%
2年	・ ・ ・ ・ ・ 94.3%	2年	・ ・ ・ ・ ・ 94.0%
3年	・ ・ ・ ・ ・ 91.5%	3年	・ ・ ・ ・ ・ 91.0%
4年	・ ・ ・ ・ ・ 88.7%	4年	・ ・ ・ ・ ・ 88.0%
5年	・ ・ ・ ・ ・ 85.8%	5年	・ ・ ・ ・ ・ 85.0%
6年	・ ・ ・ ・ ・ 83.0%	6年	・ ・ ・ ・ ・ 82.0%
7年	・ ・ ・ ・ ・ 80.2%	7年	・ ・ ・ ・ ・ 79.0%
8年	・ ・ ・ ・ ・ 77.3%	8年	・ ・ ・ ・ ・ 76.0%
9年	・ ・ ・ ・ ・ 74.5%	9年	・ ・ ・ ・ ・ 73.0%
10年	・ ・ ・ ・ ・ 71.7%	10年	・ ・ ・ ・ ・ 70.0%

資料：評価額は「機械業者ノ資産評価基準」の計算方法により算出。

（注1）機械の経過年は実際の使用年ではなく金庫による評価なので、金庫による裁量の余地がある。実際、計算式上、公定価格との割合は若干上昇する。

評価額（金庫の引取価格）と当時の公定価格の関係は表 2-1 の通りである。この表から転廃業する機械業者の旋盤等の工作機械は、5 年程度経過したもので公定価格の 85%，10 年程度経過したもので公定価格の 70% の評価額で更生金庫が引き受けることになる¹⁹⁾。

(b) 評価額と購入価格（表 2-2）

次に、購入価格を当時の一般的な市場価格と考えて委託者の購入価格と金庫の評価額を比較する。方法は少々乱暴だが機械業者の購入価格の総和と金庫の評価額の総額を比較する。結果は、表 2-2 の通りで評価額は購入価格の約 140% で、委託者は中古品を購入価格の 4 割増で金庫に売却している²⁰⁾。

(c) 評価額と処分価格（表 2-3）

ここでも、同様に機械業者について評価額の総和と金庫の処分価格の総和を比較してみる。結果は、表 2-3 の通りで評価額は処分価格の約 130% である。処分価格を当時の市場価格と考えると機械業者はそれより 3 割程度高く資産を売却できたことになる²¹⁾。

以上のように、(a) 廃業する機械業者から更生金庫が引き受けた 5 年程度の中古工作機械が、公定価格の 80% であったこと、(b) 機械業者が工作機

企業整備における国民更生金庫の役割一戦時期名古屋の機械工業を中心に―（池元）

表 2-2 評価額と委託者購入価格の割合（単位：円）

引受番号	整備回数	委託者	委託者購入額合計 (a)	評価額合計 (b)	(b)／(a)
機械 1	第 1 次	西村清次	1,002	2,198	219.4%
機械 2	第 1 次	山根留吉		不明	
機械 3	第 1 次	杉浦金二	4,362	8,445	193.6%
機械 4	第 1 次	櫻井國廣	400	557	139.3%
機械 5	第 1 次	寺西邦清	2,705	8,203	303.3%
機械 6	第 1 次	古橋登久	3,303	5,656	171.2%
機械 7	第 2 次	片岡徳一	2,640	3,392	128.5%
機械 8	第 2 次	山田春雄	1,145	1,771	154.7%
機械 9	第 2 次	松本清春	2,138	1,552	72.6%
機械 10	第 2 次	牧原弘	4,635	4,928	106.3%
機械 11	第 2 次	横山豊次郎		不明	
機械 12	第 2 次	石田傳四郎	5,750	12,053	209.6%
機械 13	第 2 次	杉本〇三	13,005	18,190	139.9%
機械 14	第 2 次	杉本二郎	2,430	4,319	177.7%
機械 15	第 2 次	木村松雄	5,438	5,578	102.6%
機械 16	第 2 次	林眞一			
機械 17	第 3 次	深民七郎	790	810	102.5%
機械 18	第 3 次	佐藤芳松	不明		
機械 19	第 3 次	三浦末松	4,468	4,084	91.4%
機械 20	第 3 次	渡部權一	4,700	4,741	100.9%
機械 21	第 3 次	富田豊吉			
機械 22	第 3 次	秋田秀次	4,518	5,850	129.5%
機械 23	第 3 次	山内誠一	7,932	6,820	86.0%
機械 24	第 3 次	小島徳次郎		不明	
機械 25	第 3 次	酒井義高		不明	
合計			71,361	99,147	138.9%

資料：前掲『資産引受及び処分関係書綴（鉄工）』名古屋 155，同 156。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

表 2-3 評価額と処分価格の割合（単位：円）

引受番号	整備回数	名前	評価額合計 (a)	処分価格 (b)	(a) / (b)
機械 1	第 1 次	西村清次	2,298	1,568	146.6%
機械 2	第 1 次	山根留吉	3,194	3,229	98.9%
機械 3	第 1 次	杉浦金二	8,445	5,860	144.1%
機械 4	第 1 次	櫻井國廣	557	146	381.5%
機械 5	第 1 次	寺西邦清	8,331	5,881	141.7%
機械 6	第 1 次	古橋登久	5,656	3,058	185.0%
機械 7	第 2 次	片岡徳一	3,392	2,571	131.9%
機械 8	第 2 次	山田春雄	1,929	1,716	112.4%
機械 9	第 2 次	松本清春	1,552	1,150	135.0%
機械 10	第 2 次	牧原弘	4,928	2,817	174.9%
機械 11	第 2 次	横山豊次郎			
機械 12	第 2 次	石田傳四郎	12,052	8,285	145.5%
機械 13	第 2 次	杉本〇三	18,190	17,901	101.6%
機械 14	第 2 次	杉本二郎	4,319	4,819	89.6%
機械 15	第 2 次	木村松雄	5,742	4,564	125.8%
機械 16	第 2 次	林眞一			
機械 17	第 3 次	深民七郎	1,124	742	151.5%
機械 18	第 3 次	佐藤芳松			
機械 19	第 3 次	三浦末松	4,084	2,900	140.8%
機械 20	第 3 次	渡部權一	6,447	4,697	137.3%
機械 21	第 3 次	富田豊吉			
機械 22	第 3 次	秋田秀次	5,688	4,909	115.9%
機械 23	第 3 次	山内誠一	6,943	4,340	160.0%
機械 24	第 3 次	小島徳次郎			
機械 25	第 3 次	酒井義高			
合計			104,871	81,153	129.2%

資料：前掲『資産引受及び処分関係書綴（鉄工）』名古屋 155、同 156。

械を購入した時の価格より 4 割程度高く更生金庫が引き受けていること、(c) 処分価格を当時の市場価格と考えると機械業者は、金庫に 3 割増しで売却できたこと、が分かる。このことから、機械・設備の引受に関して更生金庫は廃業者に有利な評価をしたと考えられる²²⁾。

3. 廃業者への融資と資産の処分

(1) 委託者への貸付（委託者の借入希望額と金庫の評価額）

機械などの引受資産が委託者から更生金庫に渡った後、金庫から委託者への貸付が行われる。貸付の限度額は資産の評価額（引受価格）であり、金庫支所長の権限で分割貸付され期間は 1 年間、利率 3 割 4 厘である。ここでは、

企業整備における国民更生金庫の役割一戦時期名古屋の機械工業を中心に―（池元）

表 2-4 希望借入額と貸付額（評価額）（単位：円）

引受番号	整備回数	名前	希望借入額	貸付額（評価額）	委託者の申込日	金庫の調査日	備考
機械 1	1次	西村清次	1,000	5,201	41/08/15	41/09/25	
機械 2	1次	山根留吉	1,500	9,430	41/10/08	41/10/08	
機械 3	1次	杉浦金二	4,000	9,913	41/09/10	41/09/19	
機械 4	1次	櫻井國廣	800	556	41/11/06	41/10/03	
機械 5	1次	寺西邦清	2,000	10,402	41/09/06	41/10/01	申込書上で7,000円から2,000円に訂正
機械 6	1次	古橋登久	2,000	7,291	不明	41/09/27	申込書上で3,250円から2,000円に訂正
機械 7	2次	片岡徳一	1,000	4,716	41/12/01	41/12/01	
機械 8	2次	山田春雄	不明	2,119(注2)	不明	41/11/21	応召中, 希望額の記述なし実績2,119円
機械 9	2次	松本清春	3,000	2,127	41/11/21	41/11/27	応召中, 希望額2,127円に変更
機械 10	2次	牧原弘	7,500	6,925	41/11/04	41/11/04	希望額を6,000円に変更
機械 11	2次	横山豊次郎	1,000	2,937	不明	41/11/28	応召中, 希望額を2,937円に変更
機械 12	2次	石田傳四郎	3,600	20,097	41/11/28	41/11/28	希望額を4,000円に変更
機械 13	2次	杉本〇三	3,000	22,743	41/11/29	41/11/24	申込書上で?円から3,000円に訂正
機械 14	2次	杉本二郎	1,300	5,589	41/11/22	41/11/22	
機械 15	2次	木村松雄	6,000	9,438	不明	41/10/29	
機械 16	2次	林真一	12,000	15,539	41/11/??	41/11/17	希望額を5,000円に変更
機械 17	3次	深民七郎	1,000	1,592	42/01/??	42/01/26	申込書上で「老百五拾圓」(1,500円か?)から1,000円(4/14)に訂正
機械 18	3次	佐藤芳松	2,000	7,541	41/01/21	41/01/21	
機械 19	3次	三浦末松	4,500	7,205	42/01/23	42/01/23	応召中
機械 20	3次	渡部權一	8,000	8,391	42/02/03	42/02/02	希望額を6,500円に変更
機械 21	3次	富田豊吉	11,600	11,617	42/02/09	42/02/09	希望額を9,300円に変更
機械 22	3次	秋田秀次	3,000	6,373	42/02/13	42/02/07	申込書上で2,900円から3,000円に訂正
機械 23	3次	山内誠一		7,712(注2)	不明	42/02/09	希望額なし
機械 24	3次	小島徳次郎		17,335(注2)	42/02/10	42/02/10	希望額なし
機械 25	3次	酒井義高	11,000	9,202	42/03/13	42/01/30	希望額を7,500円に変更
合計(注2)			90,800 (a)	184,825 (b)	b / a = 203.6%		

資料：「営業調査並総合評価報告」, 「申込書」, 「調査報告書」, 「一般貸付伺」 前掲「資産引受及び処分関係綴（鉄工）」名古屋155, 同156。

(注1) 申込日は「申込書」の日付による。

(注2) 合計は山田氏, 山内氏, 小島氏を除く。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）
 委託者に対して金庫が有利な評価をしていたことを確認するために、転廃業者の借入希望額と金庫による実際の貸付額（評価額）を比較する。すなわち、委託者の借入希望額²³⁾を委託者本人による資産評価と考えた場合、それよりも金庫の貸付金（＝金庫の評価）が高額であれば、委託者に有利な評価だったと言える²⁴⁾。この点を表2-4で確認すると、金庫の貸付額（22人分）の合計額は、委託者の希望借入額の合計の約2倍であり、金庫は委託者に有利な評価をしたと言える。

(2) 更生金庫による引受資産の処分（委託者本人への売却処分）

更生金庫による引受資産処分の段階で転廃業者にとって有利な点を検証するために、ここでは、引受資産の委託者本人への売却処分について述べる。更生金庫に引き受けられた転廃業者の営業用資産は、多くの場合、適当な転用先に売却処分されるが、建物造作など転用困難な資産は、委託者（転廃業者）に評価額の5割程度で即時売却処分される。具体的には、例えば、表2-5で、三浦末松（機械19）による工場への改修費を344円と評価した更生

表2-5 建物造作の評価額と処分価格（単位：円）

引受番号	整備回数	名前	建物造作 の評価額	買戻処分額	差額
機械7	第2次	片岡徳一	160	80	80
機械8	第2次	山田春雄	80	40	40
機械10	第2次	牧原弘	280	140	140
機械11	第2次	横山豊次郎	460	230	230
機械14	第2次	杉本二郎	460	230	230
機械15	第2次	木村松雄	436	218	218
機械17	第3次	深民七郎	192	96	96
機械19	第3次	三浦末松	344	172	172
機械20	第3次	渡部権一	160	80	80
機械21	第3次	富田豊吉	440	220	220
機械25	第3次	酒井義高	440	208	232

資料：前掲『資産引受及び処分関係綴（鉄工）』名古屋155、同156。

企業整備における国民更生金庫の役割一戦時期名古屋の機械工業を中心に―（池元）金庫は、その改造部分を5割の172円で三浦本人に売却処分した。すなわち、委託者は営業用資産をそのままに差額の172円を手にしたと言える。この処理方法は委託者に有利に働き、さらに戦後の事業再開を用意ならしめたと考えられる。

おわりに

本稿では、更生金庫による中小企業に対する救済的な面＝甘い資産評価について、1942年前後の機械業者の資産引受処分過程から検証することを試みた。結論として以下のことを指摘できる。

(1) 委託者の営業用資産の評価過程において、公定価格や委託者の購入価格、または、金庫の処分価格を当時の市場価格と考えた場合、金庫による評価額がそれと同等か若干高いこと、

(2) 委託者への融資において、委託者への借入希望額より金庫の貸付が高額だったこと、

(3) 引受資産の処分において、委託者本人への売却処分が存在したこと、から中小企業救済的な面＝甘い資産評価があったと言える。

機械業者に対する金庫の甘い評価が明らかになったが、次に、機械業者に限らず金庫の「甘い」評価額の意味について若干考察を加える。この甘い評価については、すでに、戦時期のタクシー業の整備・統合過程を明らかにした呂寅満氏が論稿の注で「社会政策」という観点から見解を述べている²⁵。呂氏によると、まず、タクシー業界の整備・統合過程で更生金庫が相当甘い評価をしたことを明らかにした上で、金庫の性格を社会政策と規定するためには「労働力・資源の戦時動員という問題とどう関わるかを解明しなければいけない」としている。そこで、タクシー業に関しては、すでに業者は廃業に抵抗はなく、金庫はタクシーという資源を獲得するためにタクシーの引受を開始したわけではなく、甘い評価は労務・資源の動員のために機能したわけではなかった。「従って、一般的に想定されるように、高い評価額を戦時

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

参考表 機械 12 石田傳四郎の資産引受と処分価格（単位：円）

番号	名称	委託者 購入価格	金庫引 受価格	金庫最低処 分見積価格 (公定価格)	処分価格	処分先
1	英式 4 尺旋盤	200	580	700 (765)	765	愛知航空機
2	米式 4 尺旋盤	350	570	220	450	村上鉄工
3	英式 8 尺旋盤	350	1,372	450	550	日本楽器
4	英式 6 尺旋盤	450	1,596	350	700	日本楽器
5	英式 4 尺 5 寸旋盤	650	701	180	400	日本精工
6	英式 6 尺旋盤	300	1,280	350	700	日本楽器
7	英式 6 尺旋盤	400	1,144	200	350	日本楽器
8	米式 4 尺 5 寸旋盤	350	570	180	250	石川鉄工
9	米式 4 尺 5 寸旋盤	350	570	180	400	日本精工
10	2 尺 5 寸卓上旋盤	270	201	65	250	河村重工業
11	2 尺 5 寸卓上旋盤	270	201	65	160	小塩製作所
12	2 尺 5 寸卓上旋盤	200	115	100 (210)	200	日本特殊陶業
13	2 尺 5 寸卓上旋盤	150	109	75 (210)	210	田口航空
14	24 吋セーバー	950	2,215	800	2,200	荒井製作所
15	卓上フライス盤	40	144	200 (500)	200	日本特殊陶業
16		80				
17		50				
18	6 吋卓上ボール盤	15	31		31	
19	6 吋ボール盤	15	43		43	
20	8 吋枝型ボール盤	50	55		55	住友通信工業
21		50				
22	12 吋研磨盤	30	35		32	
23	6 吋研磨盤	10	17		15	
24	7・1/2HP モーター	250	228	264	264	尾張時計
25	ベルト掛鋸盤	100	278	40	60	河合楽器
26		10				

資料：前掲『資産引受及び処分関係綴（鉄工）』名古屋 155, 同 156。

動員のための社会政策的な配慮であったと規定することは自明ではなくなる」としている。

呂氏は金庫の役割を人的・物的資源の動員と考えて、タクシー業界では社会政策的な配慮は見あたらないとしているが、本稿では、金庫の甘い評価を資源回収が主目的ではなく、一種の「転廃業奨励金」と考えて、「社会政策」

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）に関連づける²⁶⁾。そもそも、更生金庫設立の目的は、「時局ノ要請ニ応ジ産業又ハ廃業ヲ為ス商工業者ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ図ルコト」であり、甘い評価も業者の転廃業の促進の為だったと考えられる。市場に任せておくと廃業する業者や共倒れになる業界に多額の「転廃業奨励金」を与え整備する、と言う意味で「社会政策的」だったと言える。ただし、この社会政策も国家の中堅たる中小商工業者を維持し戦争を遂行ためのものだった。

- 1) 本稿は2001年度土地制度史学会（現、政治経済学・経済史学会）秋季学術大会（於岩手大学）においてパネル・ディスカッション「総動員体制と中小商工業整備」の報告4、「製造工業と企業整備」を基礎としたものである。パネルの内容と筆者以外の報告者は以下の通りである。戦時経済総動員体制下の中小零細商工業整備を国民更生金庫の内部資料からその業務を中心に明らかにし、これを総動員体制の展開に位置づけることを目的に、報告1、「総括報告」山崎志郎（東京都立大学）、報告2、「米穀商整備と食糧配給機構の再編」山口由等（東京都立大学）、報告3、「自動車旅客業と輸送事業再編」呂寅満（東京大学）が担当した。
- 2) パネルディスカッションのきっかけとなった「閉鎖機関関係資料」は以前からその存在は確認されながらなお利用できなかったが、近年、武田晴人氏（東京大学大学院）、山崎志郎氏（首都大学東京）ら関係者の尽力により利用が可能になった。「閉鎖機関関係資料」に関しては、原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002年、「あとがき」p.503を参照されたい。また、国民更生金庫資料については、山崎志郎「戦時中小商工業整備の展開と国民更生金庫」『戦時中小企業整備資料』現代資料出版、2004年を、閉鎖機関については、閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』1954年を参照されたい。本資料を利用した研究には、原朗・山崎志郎編『戦時日本の経済再編成』日本経済評論社、2006年、呂寅満「戦時期日本におけるタクシー業の整備・統合過程『国民更生金庫』との関わりを中心に」『経済学論集』68巻2号、2002年7月がある。
- 3) パネルディスカッションでは、山口氏は「米穀商」（流通）、呂氏は「旅客自動車運送業」（サービス業）を対象とした関係上、池元報告では製造業、特に機械業者を対象とした。また、製造業として製革業の事例についても言及した。
- 4) 名古屋支所の記録によれば、機械業者の工業組合が消極的であったことが、金庫による機械業者整備の少ない理由であった。そのため、支所では、整備の効率をあげるため機械業者よりも米穀商や菓子製造業に業務を集中したい、とある。（国民更生金庫『起案決裁綴（鉄工）』名古屋20）。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

- 5) 参考にした資料は委託者の「申込書」である。「申込書」は「付属書」とからなる。「申込書」の項目は、引受希望資産、借入希望金額、借入金額ノ用途、申込ノ事情、所属組合であり、「付属書」の項目は、営業所、氏名・生年月日、業種、業態、営業状況及転廃業ノ事由、負債額、従業員・員数、転廃業後ノ使用人ノ処置、転換先、経験技能、資産ノ処分、組合等ノ共助金、其ノ他共助である。
- 6) 以下の国民更生金庫の記述は、由井常彦『商工政策史 第12巻 中小企業』1963年；同『中小企業政策の史的研究』東洋経済新報社、1964年；前掲「戦時中小商工業整備の展開と国民更生金庫」による。また、同時代の資料として、『進駐軍司令部関係綴』（本所 69-794）、国民更生金庫『国民更生金庫の運営について』1942年9月、同『更生金庫』などを利用した。『更生金庫』は金庫発行の月報であり、前掲『戦時期中小企業整備資料』において復刻されている。
- 7) 「転業者の財産処分、負債整理等に対する便宜を供与し以てその犠牲を尠少ならしめ職業を容易ならしむること。これが為国民更生金庫を設くること」（「中小商工業者ニ対スル対策」、1940年10月閣議決定）。
- 8) 基金の内訳は、全国金融協議会寄付100万円、政府補助金100万円であった。
- 9) 更生金庫の当初の予想は、業者総数約170万の内、金庫の扱うべき転廃業者を24万人、資産引受額は5億2千万程度であった。
- 10) 委託者（機械業者）が県知事宛（後に金庫宛）に「申込書」を提出する。多くの場合、商工業組合ごとに整備計画を作成し申し込むが、名古屋の機械業者の場合は組合が整理計画書を積極的に立案せず、業者単独の申し込みであった（前掲『起案決裁綴（鉄工）』名古屋20）。
- 11) (1) 委託者が愛知県宛に「申込書」を提出→(2) 金庫が現地工場で資産評価→(3) 県転廃業資産評価機械専門委員会で資産評価額決定→(4) 名古屋支所から本所へ(3)の評価額を報告し、委託者の資産引受と貸付の決裁を求める→(5) 本所で決裁される→(6) 資産の引き取りと業者への貸付。ただし、(1)と(2)の順序が逆の場合もある。
- 12) 機械工具等の引受資産の保管に関して、1942年1月までは、まだ、倉庫を借用することができなかったが、42年5月には引受資産は熱田倉庫に、7月には、名古屋市内の資産は熱田倉庫に、豊橋市内は豊橋倉庫に、郡部は現地の適当なところに格納されることになった（前掲『起案決裁綴（鉄工）』名古屋20）。また、管理処分に要する費用（委託者が倉庫に搬入する費用）は委託者負担、ただし倉庫賃料は金庫負担であった。火災保険の金額は、最初（1941/12）、引受価格の8割であったが、1942年以降引受価格より営業権を差し引いた価格の6割程度（42/7）、建物や借地工作物は引受価格に、機械等は6割（43/4）になった（前掲『起案決裁綴（鉄工）』名古屋20）。
- 13) 更生金庫が引き受ける機械業者の資産評価は「国民更生金庫引受資産等ノ評価方

- 企業整備における国民更生金庫の役割一戦時期名古屋の機械工業を中心に―（池元）
- 法基準」,「土地及建物ノ評価基準」,「機械業者ノ資産評価基準」国民更生金庫『評価関係綴（機械業者）』本所 222 によった。
- 14) 以下の記述は前掲「土地及建物ノ評価基準」による。
- 15) 例えば、名古屋の機械業者、西村清次の場合は、営業権評価額 = 710 円（年平均純利益） \div 0.1（1 割還元） - 4,241 円（営業用資産評価総額） = 2,859 円となる。
- 16) 前掲「機械業者ノ資産評価基準」による。
- 17) 「各種機械ノ残存価額算出比率及一般耐用命数表」前掲『評価関係綴（機械業者）』本所 222。
- 18) 例えば、西村清次の 4.5 尺旋盤（佐藤鉄工製）（1938 年 6 月取得または製造、取得価格 350 円、41 年 9 月調査、損傷の程度「普通」）の場合は、機械評価額 = 基本価格 - 原価償却額 = 915 円 - 77.77 円 = 837.23 円、となる。詳細は以下の通りである。
- 基本価格 = 900 円（公定価格） + 5 円（運搬費） + 10 円（据付費） = 915 円。
原価償却額 = (915 円（基本価格） - 137.25 円（残存価格）) \times (3 年（経過命数） \div 30 年（一般耐用命数）) = 777.75 \times 0.1 = 77.77 円。
残存価額 = 915 円（基本価格） \times 15%（残存価格算出比率） = 137.25 円。
経過年数 = 30 年（一般耐用命数） - 27 年（耐用見込命数） = 3 年。
- 19) ただし、表中の「経過年数」は、更生金庫の裁量で決められるため、実際の経過年数と金庫が評価した経過年数の比較を検討する必要がある。評価時に金庫で裁量の余地があったのは、第 1 に「経過年数」であり、第 2 に「基本価格」を公定・協定価格ではなく、より高額な「再取得価格・再製作価格」とする方法があり実際機械に改造が加えられている場合「再取得価格」になった例がある。
- 20) ただし、インフレーションによって機械価格が購入時より高騰している可能性はある。
- 21) もし、金庫が処分した時に工作機械をスクラップ化したのであれば、評価額よりも処分価格が低下する。スクラップ化ではなく機械類が転用されていたことは章末参考表から確認できる。
- 22) ここでは、更生金庫の評価額が当時の一般的な市場価格と比較して高額であることを証明するために、公定価格や業者の機械入手価格を当時の市場価格と仮定した。しかし、当時のヤミ価格がそれ以上だった可能性もある。すなわち、ヤミでの価格が更生金庫の評価額以上であれば、更生金庫は甘い評価をしたとはいえないと考えられる。しかし、「業者ハ自己ノ営業上ノ資産ハ多クノ場合ニ於テ之ヲ自由ニ処分シ得ルヲ以テ金庫ノ評価以上ニ処分シ得ルモノハ金庫ヲ利用セサルコトアルヘシ」とあるように、委託者はヤミよりも積極的に更生金庫を選んだ可能性がある（引用は「国民更生金庫業務概要」前掲『進駐軍司令部関係綴』本所 794）。

企業整備における国民更生金庫の役割—戦時期名古屋の機械工業を中心に—（池元）

- 23) 委託者の初回借入金（実績）の用途については、前出の表0-5にあるように負債の返還（48.9%）であった。
- 24) ただし、委託者が営業用について、自己評価以下の金額を初回の借入希望額とした可能性も考えられる。
- 25) 前掲「戦時期日本におけるタクシー業の整備・統合過程 『国民更生金庫』との関わりを中心に」pp.88-89, 注59。
- 26) 金庫の甘い評価について、資源動員を目的に業者の転廃業を促したと考えるのは、無理があるように思われる。確かに甘い評価により資源を回収しやすくなるが、その資源に対してコストが増加し、市場価格より高額になった可能性もある（また、資源動員が目的ならば廃業させる必要はない）。また、金庫が扱った業界の中には菓子業界のように人的資源以外には無いものもある。金庫の主目的は転廃業の促進（そのための甘い評価）であり、副次的な目的として戦時動員と考えられる。